

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成30年6月6日提出

市川市長 村 越 祐 民

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

### 理 由

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されることに伴い、都市計画税の課税事務についてもこれと同様の措置を直ちに講ずる必要があるため、市川市都市計画税条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をするものである。

平成30年3月31日

市川市長職務代理者

市川市副市長 佐藤 尚美

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

市川市長職務代理者

市川市副市長 佐藤 尚美

## 市川市条例第22号

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例

市川市都市計画税条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第14項の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「第19項」を「第20項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第2項及び第4項」を「附則第3項及び第5項」に、「附則第2項及び第5項」を「附則第3項及び第6項」に、「附則第3項、第5項及び第6項」を「附則第4項、第6項及び第7項」に、「附則第5項から第7項まで」を「附則第6項から第8項まで」に、「附則第7項」を「附則第8項」に、「附則第8項から第10項まで」を「附則第9項から第11項まで」に、「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項の前の見出しを削り、同項を附則第12項とし、同項の前に見出しとして「(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)」を付する。

附則第10項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度か

ら平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項の前の見出しを削り、同項を附則第9項とし、同項の前に見出しとして「(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第7項(見出しを含む。)中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「附則第2項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「附則第2項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第4項中「附則第2項」を「附則第3項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第2項の前の見出しを削り、同項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第3項とし、同項の前に見出しとして「(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第1項の次に次の1項を加える。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

2 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）（当該書類を提出する者の個人番号に限る。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の市川市都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都

市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。